

## 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

### 1 経緯

平成 19 年 6 月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育委員会の責任体制の明確化の一つとして、同法 27 条の規定に基づき、教育委員会が毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行うことが義務付けられたことに伴い実施するものである。

### 2 目的

教育委員会が、教育に関する事務及び執行状況を点検及び評価し、課題や今後の改善の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。

また、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに、公表することにより、区民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進を図る。

### 3 対象事業

#### 【21年度】

「教育行政の推進にあたって」の基本方針に基づく 20 年度組織目標に掲げた事業  
別添資料 1

#### 【22年度】

「教育ビジョン」に掲げた基本施策及び主な個別事業

### 4 実施方法

- (1) 点検・評価は、前年度の事務事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取り組みの方向性を示すものとし、毎年 1 回実施する。
- (2) 事務局において、事務事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。
- (3) 学識経験者は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。
- (4) 教育委員会で点検・評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を議会へ報告する。

## 5 点検及び評価の流れ

3月～4月	制度の検討・決定、対象事業の決定〔22年度〕
5月	各課評価シート作成依頼
6月	内部評価のとりまとめ
7月	点検・評価に関し、有識者から意見聴取
8月	点検評価の報告書作成
9月	議会報告
10月	点検評価の結果を踏まえ、次年度の主要施策の決定、予算要求

## 6 教育委員会の活動実績報告

事務事業の点検及び評価に併せ、前年度の教育委員会の主な活動実績について、報告書にまとめ、公表する。

### < 参考 >

#### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 20 年度教育委員会「基本方針」に基づく主要事業一覧

<b>基本方針 1 心身ともに健康で、人間性豊かな区民の育成</b>
( 1 ) 「心の教育」の充実 ( 2 ) 食育の推進 ( 3 ) キャリア教育の推進
<b>基本方針 2 生きる力、確かな学力をはぐくむ学校教育の充実</b>
( 1 ) 確かな学力の育成 ( 2 ) 外国人英語教育指導員の配置 ( 3 ) 日本語サポート指導 ( 4 ) 連携教育の推進 ( 5 ) 特色ある教育活動の推進
<b>基本方針 3 魅力ある教育環境づくり</b>
( 1 ) 地域との協働連携による学校運営 ( 2 ) 幼稚園と保育園の連携・一元化 ( 3 ) 私立幼稚園保護者の負担軽減 ( 4 ) 特別支援教育の推進 ( 5 ) 学校選択制の推進 ( 6 ) 学校適正配置の推進 ( 7 ) 学校施設の計画的整備 ( 西戸山地区中学校 ) ( 8 ) 学校施設の改善 ( 9 ) 中長期修繕計画に基づく施設の維持保全 ( 10 ) 学校運動場の芝生化
<b>基本方針 4 学校・家庭・地域の連携強化と区民が学ぶ環境整備</b>
( 1 ) スクール・コーディネーターの活動 ( 2 ) スクールスタッフの活用 ( 3 ) 家庭の教育力の向上 ( 4 ) 家庭の教育力向上支援 ( 5 ) 子ども安全ボランティア活動の推進 ( 6 ) 絵本でふれあう子育て支援事業 ( 7 ) 子ども読書活動の推進 ( 8 ) 図書館サービスの充実 ( 9 ) 障害者への朗読・配本サービス ( 10 ) 新しい中央図書館のあり方の検討

新宿区行政評価制度と教育委員会の事務の点検及び評価の制度比較（参考）

項目	行政評価制度	教育委員会の点検・評価
根拠		地教行法第 27 条 改正法施行 平成 20 年 4 月 1 日
目的	区の施策及び事業の成果や実態を客観的に評価し、評価結果を区の政策形成の基礎とすることを目的とする。	主要施策や事務事業の取り組み状況を点検・評価し、課題や取組の方向を明らかにすることにより、効果的な教育行政の推進を図ることを目的とする。
対象事業	実行計画 個別目標 計画事業	教育ビジョン ・主要な個別事業(計画事業を含む) 21 年度は、「基本方針」が対象
実施方法・全体の流れ	内部評価 4 月下旬～ 評価のとりまとめ 7 月 28 日 評価結果報告 外部評価 4 月下旬～ 評価委員会 10 月 評価結果報告 総合判断 12 月 総合判断、実計、予算の区長査定	点検・評価(教委の自己評価) 5 月上旬～ 評価のとりまとめ 6 月下旬～ 学識の活用 9 月 4 日 結果報告の決定 9 月 9 日 公表(議会報告)
外部評価委員会と学識の活用の相違	・区長の諮問機関(条例設置) ・行政評価に関し、調査・審議・答申する。 ・委員構成 学識 3 名 公募区民 6 名 区内各種団体 6 名 ・18 施策を対象(19 年度評価)	・教育に関し学識経験を有する者の知見の活用 ・教育委員会の自己評価について、意見聴取し、客観性を確保する。 ・学識 3 名